入札説明書

新西和医療センター整備関連事業　地質調査業務

委（西）第７－２号

令和７年１１月

奈良県 福祉保険部

医療政策局 病院マネジメント課

入　札　説　明　書

入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1　競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第２に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この入札に参加することができます。

（１）国土交通省地質調査業者登録規程に基づく地質調査業者の登録を受けていること。

（２）奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち地質調査業務に登録を受けていること。

（３）奈良県内に上記（２）登録を受けた本店又は県内営業所を有していること。

（４）次に示す技術者を各１名、この業務を行う期間中配置できること。

なお、配置する技術者は雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち主任技術者にあっては、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に３か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。

・技術者（ア）（主任技術者）
　次の①～④のいずれかの資格を有する者

・技術者（イ）
　次の①～⑦のいずれかの資格を有する者

①技術士法第３２条第１項による登録を受けた技術士であって合格した第二次試験の技術部門と選択科目が次のいずれかである者
　ⅰ　「総合技術監理部門」・「建設一般－土質及び基礎」
　ⅱ　「総合技術監理部門」・「応用理学－地質」
　ⅲ　「建設部門」・「土質及び基礎」
　ⅳ　「応用理学部門」・「地質」

②一般社団法人建設コンサルタンツ協会に登録されるシビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ）であって登録部門が「地質」又は「土質及び基礎」である者

③大学又は高等専門学校において、土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む）、建築学、鉱山学、地学又は物理学に関する学科を修めて卒業した後、地質調査に関して１５年以上の実務経験を有する者

④上記③と同等以上の知識及び技術を有するものと国土交通大臣が認定した者（地質調査業者登録規程第３条１号ロにより国土交通大臣が認定した者）

⑤一般社団法人全国地質調査業協会連合会の地質調査技士資格検定試験規程第１条に基づく地質調査技士資格検定試験（部門を現場調査部門又は現場技術・管理部門とするものに限る。）に合格した者又は平成１４年８月２３日の改正前の地質調査技士資格検定試験規程第１条に基づく地質調査技士資格検定試験に合格した者

⑥高等学校において土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む）、建築学、地質工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業後１０年以上もしくは、大

学もしくは高等専門学校で土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む）、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した後、８年以上地質又は土質調査及び計測に関する実務を有する者

⑦上記⑥と同等以上の知識及び技術を有するものと国土交通大臣が認定した者（地質調査業者登録規程第３条２号ロにより国土交通大臣が認定した者）

（５）入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

（６）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号。以下「新法」といいます。）第１７条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」といいます。）第３０条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

（８）平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条の規定による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

（９）平成１２年４月１日以降に民事再生法第２１条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

２　入札の手続

（１）入札書提出期間

入札書は入札公告第３に示す期間内に提出してください。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年３月奈良県条例第３２号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）を除きます。

（２）入札書の提出について

ア　入札書は、業務委託費内訳書を記載、添付の上、書留郵便により提出してください。

イ　入札書は、所定の入札書、積算内訳書を作成し、封をした上、期日までに所定の場所に書留郵便してください。

※二重封筒とし、表封筒に＜開札日＞、＜業務名＞、及び「入札書在中」を朱書きするとともに、中封筒に入札書及び積算内訳書を入れ、封印等の処理をしてください。

ウ　一度提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

エ　入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

ず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

３　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

（１）入札公告第２に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

（２）競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）又は施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札

（３）奈良県契約規則(昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第７条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札

（４）開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第２に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

４　落札者の決定方法

（１）予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

落札候補者となるべき同価格の入札者が２者以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認並びに施工体制確認調査を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。当該入札者本人又はくじ引きについて本人から委任を受けた者が会場にいない場合は、入札執行事務に関係のない職員が代わりにくじを引きます。

（２）開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行った上で落札者を決定します。

また、最低価格で入札を行った場合であっても、施工体制確認調査の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認並びに施工体制確認調査を行い、落札者が決定できるまで順次調査を実施します。

５　競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査の実施

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行うとともに、施工体制確認調査を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合又は適正な業務の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

開札後、落札候補者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調査書類を提出してください。また、必要に応じて施工体制確認調査書類に基づいた聞き取り調査を実施します。聞き取り調査に応じない場合は失格となるとともに、入札参加停止を受けることがあります。

（１）競争入札参加資格確認申請書等
競争入札参加資格確認申請書（様式Ｓ１）
＊　国土交通省地質調査業者登録規程第７条第１項の規定に基づき国土交通省に提出した地質調査業者現況報告書の写し（直近のもので表紙部分のみで可）を添付してください。

（２）施工体制確認調査提出書類

ア	施工体制確認調査報告書	様式１
イ	業務履行に関する実施体制図（測量等調査業務）	様式２
ウ	配置予定技術者名簿（測量等調査業務）	様式３
エ	積算内訳書（測量等調査業務）	様式４
オ	手持ち機械等の状況	様式５

＊　各様式の記載要領を十分確認してください。記載内容が記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。また、記載内容を証明するための添付資料を必ず添付してください。
＊　様式３の配置予定技術者名簿に記載する技術者については、１の（４）に示す資格を有することが確認できるように記載してください。
＊　書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認の上、提出してください。
＊　下記の場合も契約審査会により適正な業務の確保がなされないおそれがあると判定され失格となります。
(ｱ)　施工体制確認調査に協力しない場合
(ｲ)　配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合
(ｳ)　提出書類が設計仕様等に適合しない場合
(ｴ)　提出書類が入札金額に適合しない場合
(ｵ)　法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
(ｶ)　上記のほか、適正な業務の確保がなされないおそれがあると認められる場合

（３）提出部数　各１部
（４）提出期限　入札公告第３に示す期限までに提出してください。
＊　期限までに提出されない場合は失格となります。
＊　次順位以降の者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。
（５）提出方法　持参により提出してください。
（６）提出書類の作成等
ア　作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
イ　提出書類は、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査以外に提出者に無断で使用しません。
ウ　提出書類は返却しません。

６　技術者の配置
落札者は５の（２）ウに定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。

７　契約書作成の要否等
要します。落札者は、奈良県契約規則第１７条第１項の規定に基づき落札決定後遅滞な

く契約を締結するものとします。
　なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を９に記載の提出先に電子メールで提出してください。

８　入札及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等
〒６３０－８５０１
奈良県奈良市登大路町３０番地
奈良県　福祉保険部医療政策局病院マネジメント課整備支援係
電話：０７４２－２７―８６８２（直通）
メール：hpmana@office.pref.nara.lg.jp

９　「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出先（落札者のみ）
〒６３０－８５０１
奈良県奈良市登大路町３０番地
奈良県　福祉保険部医療政策局病院マネジメント課整備支援係
電話：０７４２－２７―８６８２（直通）
メール：hpmana@office.pref.nara.lg.jp